

災害救助法における救助実施市への指定について

1 災害救助法における救助実施市への指定

本市では、大規模災害時における被災者の救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、災害救助法（以下「法」という。概要は、[別紙1](#)参照）における救助実施市への指定を受けた。

(1) 指定日及び効力発生日

令和2年4月1日

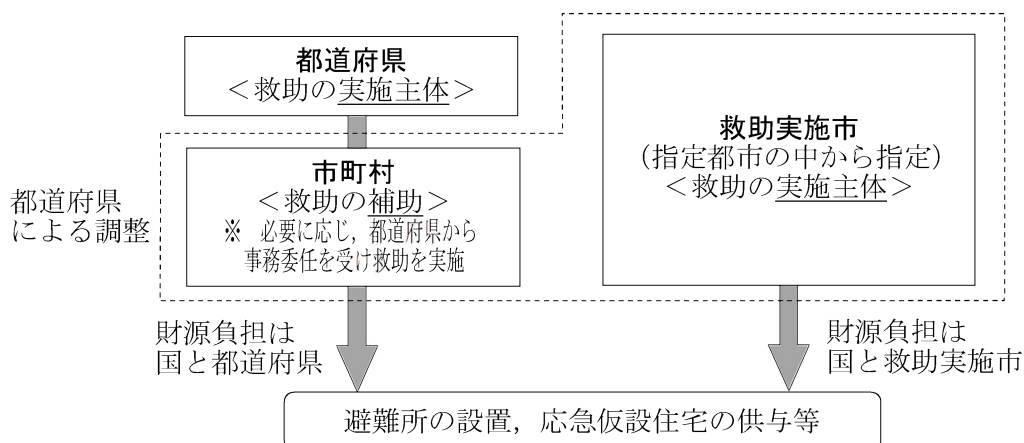
※ 参考（他都市の指定状況）

仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市が指定済み

2 救助実施市制度の概要

救助実施市制度とは、一定規模以上の災害（[別紙2](#)）で法が適用された場合、一般的に、法による救助は都道府県が実施し、市町村はこれを補助することとなるが、国が指定する救助実施市は、救助の実施主体として自らの事務で被災者の救助を行うことを可能とする制度である。

＜法適用時の都道府県及び救助実施市における救助の流れ＞



※ 本市の救助実施市への指定に伴い、京都府において、公平な救助を迅速に実施するため、資源配分に係る手順、京都府及び本市の役割、平時及び災害発生時の連携体制等を定めた「京都府災害救助資源配分計画」（[別紙3](#)）が策定され、同計画に基づき救助を行うことについて、京都府と覚書を締結済み。

3 救助実施市の指定による効果

- (1) 救助実施市に指定されることにより、救助の実施主体として、救助の程度、方法及び期間について、国が定める基準（[別紙4](#)）に従い、救助実施市があらかじめ「一般基準」を定め、同基準に基づき救助を行う。
- (2) 「一般基準」では適切な救助の実施が困難な場合、救助実施市は、国との直接協議により「特別基準」を定めることができるため、被災状況や被災者のニーズに合わせたきめ細かな救助の実施が可能となる。
- (3) 本市が、救助の実施主体として本市域内で救助を実施することにより、京都府は本市以外の市町村の救助に注力できるなど、本市の災害対応の強化に加え、府下全体の災害対応の底上げにつながる。

災害救助法の概要

1 災害時の救助

災害時の救助については、災害対策基本法の規定により市町村が実施するが、一定規模以上の災害で災害救助法（以下「法」という。）が適用された場合、法による救助については、法定受託事務として都道府県が実施し、市町村はこれを補助（必要に応じて都道府県から事務委任を受けて実施）する。救助実施市については、自らが法による救助を実施する。

2 法の概要

(1) 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 主な内容

ア 適用基準

法による救助は、災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例：人口30万人以上 住家滅失150世帯以上）に行う。

イ 救助の種類

- ・ 避難所の設置
- ・ 応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与
- ・ 飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療、助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の搜索及び処理
- ・ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

ウ 救助の程度、方法及び期間

(7) 一般基準

国が定める基準に従い、あらかじめ都道府県及び救助実施市が定める。

(4) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県及び救助実施市は国に協議し、特別基準を定めることができる。

エ 国庫負担

- | | |
|---|-------------|
| (ア) 普通税収入見込額の 2 / 1 0 0 以下の部分 | 5 0 / 1 0 0 |
| (イ) 普通税収入見込額の 2 / 1 0 0 を超え 4 / 1 0 0 以下の部分 | 8 0 / 1 0 0 |
| (ウ) 普通税収入見込額の 4 / 1 0 0 を超える部分 | 9 0 / 1 0 0 |

オ 災害救助基金

都道府県及び救助実施市は、法第 2 2 条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。(本市においては、法第 2 3 条の規定に基づく同基金の積立最少額は約 8 億円)

京都市における災害救助法の適用基準

- 1 住家の全焼, 全壊等で滅失した住家の世帯数(以下「滅失世帯数」と言う。)が, 150 世帯以上の場合。ただし, 1 行政区で別表の A 欄の世帯数以上の場合は, その行政区にのみ適用する。
- 2 滅失世帯数が, アの基準には該当しないが, 京都府下の滅失世帯数が 2, 000 世帯数以上で, 京都市又は京都市の区における滅失世帯数が別表の B 欄の世帯数以上の場合は, 京都市又は当該行政区のみ適用する。
- 3 京都府下の滅失世帯数が 9, 000 世帯以上で, 京都市の各行政区における被災世帯が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救助を著しく困難な特別の事情がある場合であって, 多数の住家が滅失した場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け, 又は受けるおそれがある場合であって, 内閣府令で定める基準に該当するとき

災害救助法の適用基準			
区 分	人 口 (H27 国勢調査)	滅失世帯数	
		A	B
京都市	1, 475, 183	150	75
北 区	119, 474	100	50
上京区	85, 113	80	40
左京区	168, 266	100	50
中京区	109, 341	100	50
東山区	39, 044	60	30
山科区	135, 471	100	50
下京区	82, 668	80	40
南 区	99, 927	80	40
右京区	204, 262	100	50
西京区	150, 962	100	50
伏見区	280, 655	100	50

京都府災害救助資源配分計画

令和 2 年 3 月 2 7 日 策定
京都府危機管理部災害対策課

1 目的・趣旨

大規模災害時に、災害救助法（以下「法」という。）第 2 条の 3 に基づく府の連絡調整の下で、公平な救助を迅速に実施するため、資源配分に係る手順、府及び救助実施市（京都市。以下「京都市」という。）の役割、平時及び災害発生時の連携体制等を定める。

2 適用する災害、適用除外

- （１）この計画による資源配分は、京都市を含む複数の府内市町村に法が適用された広域的災害（以下「適用災害」という。）に適用する。京都市のみ又は京都市以外の市町村のみに法が適用される災害にはこの計画は適用しない。
- （２）本計画の適用にかかわらず、京都市からの支援要請を受けた場合等は、府は京都市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

3 対象とする資源

この計画の対象となる資源は、大規模災害時に、被災者への公平な救助の実施の観点から、法第 4 条に規定する「救助の種類」をはじめ、災害対策基本法に基づく府の連絡調整が必要となる全ての資源とする。なお、配分対象の例は次のとおりである。

（１）法第 4 条に規定する救助に関する資源

救助の種類	配分の対象とする資源
避難所の設置	避難所の設置に必要な資機材及びその輸送手段
炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品及びその輸送手段
飲料水の供給	飲料水又は給水若しくは浄水に必要な資機材及びそれらの輸送手段
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品及びそれらの輸送手段
学用品の給与	学用品及びその輸送手段
医療及び助産	医療及び助産に必要な資機材及びそれらの輸送手段並びに人材
被災者の救出	被災者の救出に必要な資機材及びその輸送手段
死体の捜索及び処理	死体の捜索及び処理に必要な資機材及びそれらの輸送手段並びに人材
埋葬	埋葬に必要な資機材及びその輸送手段
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅の供与のために必要な資機材及びその輸送手段並びに人材
被災した住宅の応急修理	被災した住宅の応急修理のために必要な人材

救助の種類	配分の対象とする資源
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去のために必要な資機材及びその輸送手段並びに人材

(2) その他の主な資源

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で提供する救援物資
- ・府が指定行政機関（国）、全国知事会、関西広域連合、協定締結事業者など広域的な枠組みを活用して調整する資源
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(3) 配分の対象外とする資源

- ・市町村の備蓄物資
- ・市町村が地元商店街等など独自の調達先から調達する物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 資源配分の方法

- (1) 府は、法適用後速やかに、市町村等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた計画（以下「供給計画」という。）を作成する。
- (2) その後、府は、京都市が必要とする資源の内容・数量等及び京都市以外の市町村から要請される資源の内容・数量等新たな情報に基づき、供給計画を更新する。
- (3) 供給計画は、府災害対策本部において、京都市及び物資輸送等関係団体と連携して作成・更新する。京都市及び関係団体は、必要に応じ府災害対策本部に職員を派遣する。
- (4) 医療など資源配分に係る個別の要綱等が定められている場合は、その要綱等に基づき、府災害対策本部担当班において、府災害対策本部事務局と連携して資源配分・供給を行う。

5 情報共有事項

府及び京都市は、公平な救助を実施するため、以下の事項をはじめ必要な情報を共有する。

- (1) 法適用状況（適用市町村又は京都市内適用区）
- (2) 法施行令第3条第2項に規定する特別基準に係る情報（国との協議内容及び協議結果）
- (3) 応急仮設住宅に係る情報
 - ア 建設型応急住宅（建設戸数、建設場所、建設時期、仕様等）
 - イ 公営住宅（地域別活用可能戸数、入居募集開始時期等）
 - ウ 賃貸型応急住宅（地域別提供可能戸数、入居募集開始時期、家賃設定の考え方等）
- (4) その他必要な事項

国提供情報等

6 事業者等への要請

府及び京都市は、それぞれが事業者等に資源の発注、委託の要請等を行う。ただし、以下の事項はこの限りではない。

(1) 応急仮設住宅

府と京都市が応急仮設住宅の供与を行う場合の連絡調整については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(2) 医療

DMA T、災害拠点病院救護班、日本赤十字社救護班、JMA T京都等の派遣に伴う連絡調整については、府が行う。費用負担については、別途、協議により定める。

7 京都市以外の市町村への支援

(1) 府は、事前の取り決めにに基づき京都市以外の市町村に救助事務の委任を行い、災害発生時に府、京都市、京都市以外の市町村が連携して災害救助を実施する。

(2) 京都市は、府の要請により、災害発生時に被災状況に応じて、自らの資源を活用し、京都市以外の市町村を支援する。

8 応援・受援に係る求償及び費用負担

(1) 他都道府県及び府外市町村に係る応援・受援

ア 応援

法を適用した他都道府県及び府外市町村への応援に係る求償を行う場合、京都市が行った救助（応援）に係る費用については、京都市が行う。

イ 受援

他都道府県及び府外市町村からの受援に係る費用が発生した場合、京都市が受けた救助（受援）に係る費用（京都市が依頼したものに限る。）については、京都市が負担する。

(2) 府及び京都市以外の市町村と京都市に係る応援・受援

京都市の要請に基づき、府が調達の上、京都市に提供した資源、及び府の要請に基づき、京都市が調達の上、京都市以外の市町村へ提供した資源に係る費用については、原則として、要請先が求償し、要請元が負担する。

9 平時の取組

(1) 京都府災害救助資源配分連絡会議の設置

府は法第2条の3に基づく連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議（以下「会議」という。）を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

会議は別表に掲げる者（以下「構成機関」という。）により構成するものとし、詳細は別途定める。

なお、会議は、必要に応じ外部の者に出席を求め又は議題に応じた一部の構成機関のみの出席により開催することができる。

(2) 連絡調整窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、構成機関は、連絡調整窓口を明確にし、毎年度更新の上、情報を共有する。

（３）訓練の実施

府、京都市及び関係団体は、資源配分に係る訓練等を行い、災害発生時に適切に運用されるよう努める。

（４）救助体制の充実

府は、府域全体を対象とした資源配分における連絡調整機能の実効性を確保するため、民間事業者等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

京都市は、府の連絡調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間事業者等との協定の充実に努める。その際、適用災害時には、府の連絡調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

また、府及び京都市は、民間事業者等と締結した協定について情報を共有する。

１０ その他

この計画に定めのない事項又はこの計画の解釈について疑義が生じたとき若しくはこの計画に定める事項を変更しようとするときは、府は京都市と協議して定めるものとする。

別表（９（１）関係） 構成機関

- ・京都府、京都市、市長会、町村会
- ・物資輸送関係団体
- ・建設関係団体
- ・不動産関係団体
- ・医療関係団体
- ・指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・協定締結事業者
- ・その他関係機関

災 害 救 助 基 準

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 … 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。